

議案第45号

久喜市行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例

久喜市行政不服審査法関係手数料条例(平成28年久喜市条例第9号)を次のように改正する。

別表備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

不正競争防止法等の一部を改正する法律による工業標準化法の改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。